

令和 8 年度 第 1 回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和 8 年 5 月 28 日（木）午前 11 時 10 分～午前 11 時 35 分
- (2) 場 所：熊毛支庁第 3 会議室（西之表市）
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) ぶりに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - 報告事項について了承した。

令和8年度 第1回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和8年5月28日（木）午前11時10分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
浦邊 美智生	漁業者・漁業従事者	欠席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
鞆 保徳	漁業者・漁業従事者	出席
浜崎 一成	漁業者・漁業従事者	出席
羽生 隆行	漁業者・漁業従事者	出席
江幡 恵吾	学識経験者	出席
折田 和三	学識経験者	出席
稲盛 重弘	中 立	出席
八板 俊輔	中 立	欠席

出席 8

欠席 2

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	川畑 真司
次長（技術主幹兼水産係長）	田中 耕治
書記（水産係 技術主査）	赤塚 麻美

令和8年5月28日午前11時10分開会

【開会】

○ 川畑事務局長

それでは定刻になりましたので、令和8年度第1回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

鹿児島市在住の委員の方は、WEB会議システムによる出席となります。よろしくお願いいたします。

なお、本日は委員10人中8人の出席をいただいております、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定足数を満たしておりますので、本委員会は成立することを報告いたします。

また、本日は事務局として県水産振興課漁業監理係の吉田技術主査が出席しております。よろしくお願いいたします。

今回の異動により事務局職員が変わりましたので、紹介させていただきます。

事務局長になります私、林務水産課長の川畑と申します。よろしくお願いいたします。次に事務局次長の技術主幹兼水産係長の田中でございます。

○ 田中次長

よろしくお願いいたします。

○ 川畑事務局長

今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、委員会を開会いたします。着座にて失礼いたします。

本日の議題は、会次第に示しております「ぶりに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」ほか計2件となります。

ここで1点お知らせですが、先日送付させていただきました開催通知の議題の中で「まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（報告）」がございましたけれども、今回、議題の取り下げがございました。本委員会では会次第に示しております2議題となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、会長の伊東委員がご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

皆さん、こんにちは。

本日は大変お忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。令和8年度第1回の調整委員会となります。どうぞよろしくお願いいたします。本日の協議事項につきましては、忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 川畑事務局長

ありがとうございました。

それでは早速ですが、議事の方に入らせていただきます。

座長につきましてですが、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第4条第1項によりまして、会長が務めることとなっておりますので、伊東会長よりお願いいたします。

○ 伊東委員

それでは、座長を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。なお、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第8条により、発言の際は挙手の上、私の許可を得てから行うようお願いいたします。

議事に入ります前に今回の議事録署名者を私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○ 委員一同

異議なし。

○ 伊東委員

それでは、今回は羽生委員と稲盛委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議題1 ぶりに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について、諮問事項であります。事務局からの説明をお願いします。

○ 吉田技術主査

水産振興課漁業監理係の吉田です。今年度も引き続きよろしくお願いいたします。当方から座って説明をさせていただきます。

資料1をお手元にご用意ください。

今回、ぶりに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定についてということで、説明をさせていただきます。

本件は諮問事項となりますので、まず諮問文を読み上げます。1枚めくっていただいでよろしいでしょうか。

水振第151号、令和8年5月28日、（水産振興課扱い）、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、ぶりに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）、このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

それでは、概要を説明いたします。もう1ページお開きください。

今回ですが、概要にあるとおり、ぶりについて農林水産大臣から令和8年7月から令和9年6月までの都道府県別漁獲可能量の当初配分が示されたので、知事管理漁獲可能量を設定するものです。

2の知事管理漁獲可能量の設定をご覧ください。

ぶりについては、令和7年からTAC管理がスタートしております。

この、ぶりについては、ステップアップ管理ということで、段階を踏んでTAC管理を進めていきたいと思いますという管理が導入されているのですが、令和7年管理年度に、まだ現在も7管理年度なのですが、こちらがステップ1という段階でした。ですが、この令和8管理年度、7月からの新しい管理年度からステップアップ管理のステップ2に進むことになりました。このステップ2では、各都道府県に目安の数量が配分されて、実際の漁模様に応じた漁獲枠の融通であったり、実際に枠を運用していく中で、出てきた課題等に対処して管理手法の見直しを行っていくという期間になります。簡単に言うと管理のシミュレーションをしましょうという期間です。

こちらステップ1と同様なのですが、採捕停止命令というものがでることはないことになっております。

本県に今回配分された漁獲可能量ですが、ステップ2での配分については、試行水準として設定することになっておりまして、本県にも試行水準として配分されております。各管理区分への配分ルールにつきましては、全量を当該知事管理区分に配分するとなっておりますので、鹿児島県ぶり漁業というところについて、試行水準として設定をしたいと考えております。

最後に今後のスケジュールですが、鹿児島・熊毛の両海区委員会の諮問及び答申をいただいたのち、農林水産大臣の承認を経て県ホームページや公報にて公表をいたします。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見やご質問等はございませんか。

○ 折田委員

はい。

○ 伊東委員

折田委員、どうぞ。

○ 折田委員

説明どうもありがとうございました。

ぶりのTACが始まるということでの説明だと思います。

いくつか質問させてください。

まず、管理区分のところ。鹿児島県ぶり漁業となっているのですが、調整規則上、水産動植物の名前がついたものは、もじゃことサンゴぐらいしか記憶がないですが、管理区分、ぶり漁業は何か定義があるのでしょうか。それと漁法としては、どういったものを想定しているのか。

もう1つ。TACの量ですね。試行水準ということですが、具体的にはどの程度の量を想定しているのか。その2点をお聞かせください。

○ 伊東委員

事務局、説明を求めます。

○ 吉田技術主査

はい。ご質問ありがとうございます。

まず、このぶり漁業のところなのですが、ステップ1から県内の漁法別に数量を配分するということがないため、形式的に県内をまとめたぶりを対象とした漁業ということでぶり漁業として設定しているものになります。今後TAC管理が進んでいきまして、ステップ3というところに入りますと本格的なTAC管理になっていくのですが、この場合につきましては、ほかのアジ・サバ・イワシと同様に漁法別に設定していくことになります。その際につきましては、定置網とまき網が県内の約8割の漁獲量を占める漁法となっておりますので、そちらに数量を配分していくことを検討しております。

一方で本県はもじゃこ漁業というものもございますので、こちらの漁法についても数量を配分するのか、こういった取り扱いをしていくのかというのがこのステップ2がシミュレーションの期間となりますので、ここで検討を進めていきたいと考えているところです。

試行水準のところですが、こちらの目安数量ですが、本県には約1,800トンという数字が今回示されているということになります。この数字は本県の実績に対しては、多い数字となっております。ぶりの資源状況というのがかなりいいということですので、こういった余裕のある配分となっているということになっております。

以上です。

○ 伊東委員

折田委員、ただ今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

○ 折田委員

了解いたしました。ありがとうございます。

○ 伊東委員

その他にご質問・ご意見等はございませんか。

○ 稲盛委員

はい。

○ 伊東委員

稲盛委員、どうぞ。

○ 稲盛委員

今の折田委員の質問に少し関連するかもしれませんが、もじゃこも入るということ

で、非常に混乱を懸念するところですが、ステップアップで令和8管理年度からステップ2、そして今後進んでステップ3という話だと思いますが、このステップ2というのは、どれくらいの期間を想定しているのか。もしわかれば、教えていただきたい。

○ 伊東委員

事務局の説明をお願いします。

○ 吉田技術主査

ご質問ありがとうございます。水産庁としてはですね、示されているステップアップの期間としては、まずステップ1というのを1年間で、このステップ2というのを2年間、4年目から本格的なTAC管理に進みましょうということを想定はしているのですが、ステップ2もですね、ぶりも年によって来遊量の変動が大きい魚種であり、ぶりは日本全国で管理をしていく魚種になるので、課題が出てくると考えられます。水産庁としては2年間で想定しているという話なのですが、2年を経た後にステークホルダー会合という利害関係者が集まる会合というのを開催して、これまで出てきた課題に対して、こういう取り組みをしてきて、こういう管理手法をしていきますという説明が水産庁からあると思うのですが、そこで関係者の合意が得られなかったら、ステップ2を継続すると水産庁は話しているので、2年を想定しているが伸びる可能性があるという回答になると考えております。以上です。

○ 伊東委員

稲盛委員、ただ今の説明でよろしいでしょうか。

○ 稲盛委員

はい。ありがとうございます。

もじゃこが獲れたり、獲れなかったりする変化の激しい魚種、漁獲対象ですので、混乱が起きないように、配慮して関係者の皆さんの理解を得ながら進めていっていただければと思います。

○ 伊東委員

他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

それではないようですので、ぶりに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）については、原案の内容等のとおり定めることを適当として答申してよろしいですか。

○ 委員一同

異議なし。

○ 伊東委員

それでは、そのように答申することに決定します。

次に議題 2、くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について、報告事項であります。事務局から説明をお願いします。

○ 吉田技術主査

こちらでも吉田から報告させていただきます。

資料 2 をお手元にご用意ください。

では、概要から説明をさせていただきます。まず 1 枚おめくりください。

今回ですが、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間を期間とする令和 7 管理年度において県の留保枠からの配分と大分県、北海道、三重県からの融通を受けまして、本県のくろまぐろ漁業の各管理区分に配分をいたしましたので、その報告となります。

具体的な内訳としましては、県の留保枠から、大型魚 3.7 トン、小型魚 2.1 トン配分して、大分県から大型魚を 2 トン、北海道から大型魚を 2.5 トン、三重県から小型魚を 13.2 トン融通いただきました。

各管理区分への配分ルールにつきましては、おおむね 1 割を県の留保として、残り概ね 9 割を平成 22 年から平成 24 年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとするとされております。また、管理年度中に国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分するというようになっております。配分基準ですが、令和 7 管理年度につきましては、令和 5 管理年度の漁獲実績をもとに各管理区分に配分をしており、今回融通していただいた分についても同様の比率を適用しております。

ではまず、30 kg 未満の小型魚からです。2（1）の配分結果をご覧ください。小型魚の配分比率につきましては、定置漁業：その他漁業が 74：26 となっております。小型魚につきましては、三重県からの融通、県の留保枠からの追加配分、こちら合わせまして 15.3 トンの追加となりまして、下半期の漁獲可能量に定置漁業に 8.8 トン、その他くろまぐろ漁業に 5.2 トン、県留保枠へ 1.3 トンの追加となりました。変更後の漁獲可能量ですが、定置漁業が 44.7 トン、その他くろまぐろ漁業が 17.8 トンで県留保の 1.3 トンを含めまして、小型魚の本県の漁獲枠は 63.8 トンという数字になりました。

続いて大型魚です。裏面めくっていただいでよろしいでしょうか。2 ページです。

大型魚については 2（2）をご覧ください。大型魚の配分比率につきましては、定置漁業：その他漁業が 61：39 となっております。大型魚は大分県と北海道から融通及び県の留保枠からの追加を合わせまして、8.2 トンの追加となりまして、定置漁業、その他くろまぐろ漁業ともに 3.9 トンの追加となりました。県の留保枠 0.4 トンの追加ということで、残枠は 0.2 トンなのにおかしいのではないかというご指摘を受けるかもしれませんが、ここにつきましては時系列的にですね、大分県から融通いただいた 0.2 トンがその残量に入っていて、それを 0.4 トンにさらに配分をして、その後北海道からいただいた 2.5 トンから 0.1 トンの留保を最後取ったというところなんです。まとめて報告をしているのでわかりづらいですが、数字としては合っ

いるということになります。変更後の令和7管理年度の最終的な枠については40.4トンということになりました。

今回変更した内容については、関係漁協、団体に通知済みとなっております。

最後に資料には載せておりませんが、令和7管理年度の漁獲実績を報告いたします。定置漁業における大型魚は23.7トンという枠に対して、約94%の消化率となる22.3トン、その他の漁業における大型魚につきましては、16.5トンの枠に対して99.7%の消化率となる約16.46トンとなりました。県全体の大型魚の消化率としては96%という数字になりました。

小型魚については、定置漁業では44.7トンの枠に対して約78%の消化率となる34.9トン、その他漁業では17.8トンの枠に対して101%の消化率となる18トンとなっております。小型魚のその他漁業について消化率が100%を超えているのですが、こちらについては、漁期末に最後融通があったものでございまして、定置漁業で利用の見込みがないということで、県定置協の方から枠の有効活用ということで、定置の枠をその他漁業で使ってよいという話をいただいたため、その他の枠が消化率100%を超えているという状況になります。この結果、小型魚の消化率としましては県全体で82.8%という数字になりました。以上で報告を終わります。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○ 折田委員

はい。

○ 伊東委員

折田委員、どうぞ。

○ 折田委員

2点ほどお聞かせください。表の現行というのは、いつの時点のことをいっているのか。当初配分になるのでしょうか。

直接この報告とは関係ないのですが、令和8年の管理年度の当初配分が小型魚が27.7トン、大型魚が27.8トンだったと思うのですが、公表されていますが、実績からすると相当少ないということで、今後の漁獲の取れ高によっては、今回と同じように他県からの融通、県の留保枠を使って調整していくという方針でよろしいのでしょうか。その2点お聞かせください。

○ 伊東委員

事務局、説明をお願いします。

○ 吉田技術主査

はい。ご質問ありがとうございます。

現行の時点については、小型魚については、上半期が終わった段階の10月1日の数字となります。ですので、当初配分＋国からの追加配分、こちらは報告済みなのですが、追加配分を反映した後の数字となります。大型魚についても同様です。大型魚については上半期・下半期がありませんので、国からの追加配分が来た後の数字になります。

国からの追加配分の報告の後の変更について、今回報告を行ったものです。

今年度の枠については、折田委員がおっしゃったとおりです。当初配分については令和7管理年度から替わっておりませんので、足りない分は留保枠からの追加や他県さんとの枠のやり取りで実態に合った運用をしたいと考えているところです。以上です。

○ 伊東委員

折田委員、ただいまの説明でよろしいでしょうか。

○ 折田委員

ありがとうございました。よくわかりました。

○ 伊東委員

他にご意見やご質問等ございませんか。

それではないようですので、この件は終了いたします。

本日の付議事項は以上となりますので、議事を終了いたします。

その他、委員の皆様から、ご意見やご質問等はありませんか。

○ 委員一同

なし。

○ 伊東委員

その他として事務局から何かありますか。

○ 赤塚書記

はい。

○ 伊東委員

事務局、お願いします。

○ 赤塚書記

2点お知らせがございます。

まず1点目。今年度より鹿児島県の旅費制度が見直されました。委員の皆様の旅費につきましては額の変更がございますので、ご了承ください。

次に2点目です。次回の熊毛海区漁業調整委員会を6月の中旬に開催したいと考え

ております。現在、日程調整をさせていただいておりますので、日程が決まり次第、またご連絡いたします。以上です。

○ 伊東委員

他にご意見等ありませんか。

それでは、他にないようでございますので、私の役目を終わります。

ご協力ありがとうございました。

○ 川畑事務局長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度第1回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。

令和8年5月28日午前11時35分閉会